

# 中国における 義務教育経費保障制度改革に関する研究

李 憶 南  
(2018年10月4日受理)

Research on the Reform of China's Compulsory Education Funds Guarantee System

Yinan Li

**Abstract:** The purpose of this research is to precipitate the characteristics of the reform of China's Compulsory Education Funds Guarantee System and to examine the effect of that reform. As is generally known, China is called as the dualistic society. The imbalanced circumstances exist in China. Although the compulsory education of all regions have developed in recent years, there still exist discrepancies between urban and rural areas, between different regions and between different schools, and there is a tendency of a widening discrepancy in some regions and in certain aspects, which has turned into a problem that needs highlighted attention in the development of compulsory education. Therefore, the Chinese Minister of Education promulgated "Some Opinions of Promoting the Balanced Development of Compulsory Education" in 2005. Furthermore, since 2006, the Chinese government has begun to implement reform of the rural compulsory education funds guarantee system.

Key words: compulsory education, funds guarantee, balanced development

キーワード：義務教育，経費保障，均衡的發展

## 1. 研究の目的

本研究は、中国国務院が発出した以下2つの通知、「農村義務教育経費保障制度改革を深化する通知」(2005年改革)と「都市農村義務教育経費保障制度をさらに改善する通知」(2015年改革)の内容を分析・比較した上で、中国における義務教育経費保障制度改革の特徴を析出し、その改革の効果を検討することを目的とする。

1986年4月に「中華人民共和國義務教育法」が制定され、同年7月に施行された。これにより、中国で初めて義務教育が実施されることになったのである。しかし、周知のように、中国社会は「二元構造<sup>1</sup>」社会と呼ばれる。それゆえ、中国政府は、9年制義務教育を普及するために、1993年に「中国教育改革と發展綱要<sup>2</sup>」(中国教育改革和發展綱要)を公布し、施策上最重要事項に位置付けられる「兩基<sup>3</sup>」を策定し

た。それにより、2000年には中国の全人口85%以上にあたる地区に9年制義務教育が普及するに至った。他方、都市・農村住民の所得格差を縮め、農民の負担を軽減することを目的とする農村税費改革が2000年から始まったが、その結果、2006年に農民一人あたりの税負担は1999年より140元<sup>4</sup>減少した一方、農業税、農村教育附加<sup>5</sup>及び教育集資<sup>6</sup>が徴収できなくなり、郷鎮政府の財政収入の減少をもたらすこととなった。特に農村義務教育における財政逼迫は一層深刻化し、従来から脆弱であった農村義務教育にさらなる打撃を与えた。1999年～2001年、全国農村義務教育経費の収入は、毎年178億元ずつ(農村教育費附加149億元、教育集資29億元)減少した。税費改革の試験区であった安徽省の3県10郷鎮を対象とした2000年の調査では、財政支出による人件費負担の75.2%は教員の給与であった。郷鎮によっては、その割合が93.1%に達していた。多くの郷鎮は巨額の負債を抱え、その大半が教育関連

経費、特に教員の給与であったため、教員給与の欠配現象は農村では茶飯事となった。そのため、税费改革と同時に、農村義務教育制度改革が実施されることとなった。例えば、2001年5月に公布された「基礎教育改革と発展に関する決定」では、従来郷鎮政府が責任を持ってきた農村義務教育の管理主体を県レベルに引き上げて、その負担財政能力の規模拡大を狙っている。

それにもかかわらず、都市農村間、地域間、学校間における不均衡状況が未だに存在している。例えば、2001年の全国教育統計データ<sup>7</sup>を見てみると、都市児童生徒一人当たり教育費（一年間）は、それぞれ1484元、1955元であるのに対し、農村児童生徒一人当たり教育費は、798元、1014元であり、都市の約5割に過ぎない。また、2001年、東部の児童一人当たり教育費は、2075元であるのに対して、中部、西部<sup>8</sup>の児童一人当たり教育費は、それぞれ851元と987元である。東部の生徒一人当たり教育費は、2655元であるのに対して、中部、西部の生徒一人当たり教育費は、それぞれ1165元と1474元である。つまり、中部の児童生徒一人当たり教育費は、東部の半分以下である。中国政府は、このような不均衡な状況を改善するために、義務教育の均衡的發展政策の実施を決定した。そして、2006年から、農村義務教育経費保障制度に乗り出したのである。

ところで、本研究の分析対象としている2005年の改革に関する研究は数多くあるものの、2015年の改革及びそれら改革に関する公文書の内容を丁寧に整理・分析した研究が未だ少ない。例えば、小林（2012）は、2001年から始まった農村義務教育制度改革の背景と課題を詳細に論述し、2005年の経費改革の内容にも僅かに触れている。孫・杜（2010）は、2001年からの義務教育財政制度改革の成果と課題を論述し、義務教育制度改革を改善する対策を提案している。哈ら（2017）は、2013年以前の中国農村義務教育経費保障制度を中心に史的変遷を振り返ったものの、2015年の改革の内容と成果に関しては十分に論及しているとは言い難い。もちろん、これらの研究は、本研究遂行の上、一定程度参考になるものの、以下のような諸点において課題が残している。

すなわち、2つの改革の具体的な内容が何であり、さらには、当該改革は義務教育の均衡的發展をどの程度促進させ得たのかどうか、である。そのため、本研究では、上述した状況を踏まえつつ、まずは、義務教育経費保障制度改革の内容を整理し、改革の効果と特徴を析出することを通して、最終的には上述の課題に接近することを意図している。

## 2. 義務教育経費保障制度改革の内容

### （1）農村義務教育経費保障制度改革の内容（2005年）

2005年に、教育部は「中国全民教育国家報告」（中国全民教育国家報告）を公布した。同報告では、①農村の義務教育を發展させるために、農村義務教育を公共財政に組み入れること、②積極的に貧困地区、少数民族地区の教育を發展させ、西部と東部の差や都市農村の差を縮めること、③2010年までに全国の農村に無償義務教育を実施し、2015年までに、全国に無償義務教育を実施すること、④中央政府は、教育資源を合理的に配置することを通して、義務教育の均衡的發展を推進すること、⑤2007年に全国農村における貧困家庭の子に無償教科書と寄宿生活補助を提供するという5つの諸点が規定された。

これらの目標を達成するために、2005年12月23日に開催した国务院常务会议では、「農村義務教育経費保障制度改革を深化する通知」（关于深化农村义务教育经费保障机制改革的通知）（以下、「2005年改革」と略す）を公布した。同通知では、五つの原則が決められた。それらは、①各レベル政府の責任を明確すること、②中央政府と地方政府が費用を共同負担すること、③財政支出を増額させること、④保障の水準を向上させること、⑤段階的に実施すること、である。また、「2005年改革」の具体的な内容は以下の通りである。

- ① 農村における全ての児童生徒の学費・雑費を免除し、貧困家庭出身の子に無償教科書と寄宿生活費を補助する。中央政府と地方政府は、学費・雑費を免除する費用を一定の比率で負担する。西部地区において、中央政府と地方政府が負担の比率は8:2であり、中部地区において、同比率は6:4である。また、東部地区においては、直轄市（北京、上海、天津）を除き、各省の財政状況により、負担の比率を決める。無償教科書を提供する費用について、中央政府は、中西部地区の費用を全額負担する。東部地区において、地方政府は費用を負担する。寄宿生活費の補助費用は、地方政府が負担し、補助の対象、金額、方法を決める。
- ② 農村小中学校における公用経費<sup>9</sup>の保障水準を向上する。学費・雑費を免除するとともに、各省（区、市）が制定した省（区、市）内の農村児童生徒一人あたりの公用経費の基準額通りに補助金を交付する。中央政府と地方政府はその費用を負担し、負担の比率は学費・雑費の費用を負担する際の比率と同様である。さらに、農村義務教育の均衡的發展を促進するため、中央政府は、全国農村小中学校の公用経費基準額を設定し、必要な費

用は、上述の比率と同様とする。また、中央政府は、全国公用経費基準額を適宜調整することができる。

- ③ 農村小中学校の校舎を修繕・改築する制度を創設する。中西部地区に対して、中央政府は、児童生徒の在籍数、児童生徒一人当たりの校舎面積、建築年数、単位当り建築費などにより、各省（直轄市、自治区）が毎年校舎を修繕・改築するための資金を算定し、中央と地方が5：5の比率で負担する。東部地区に対して、地方政府は校舎を修繕・改築する費用を負担するが、中央政府は、地方政府の財政力と校舎の修繕・改築の効果に基づき、表彰し、奨励金を与える。
- ④ 農村小中学校教員の給与を保障する制度を改善する。中央政府は、現行制度に基づき、中西部地区における小中学校教員の給与を支援するが、各省政府は地区内の財政的基盤が弱い地区への交付金を増額させる。

なお、農村義務教育経費保障制度改革は、2006年の春学期から、以下のように、五つの段階に分けて実施する。

2006年、西部農村地区における小中学校の児童生徒の学費・雑費を免除する。それと同時に、中央政府は西部農村地区の小中学校に公用経費補助金を交付し、公用経費の保障水準を向上する。

2007年、中部と東部の農村地区における小中学校の児童生徒の学費・雑費を免除する。中央政府は、中部農村地区および一部の東部農村地区に小中学校の公用経費補助金を交付する。

2008年、各省（区、市）の農村地区の児童生徒一人あたりの公用経費は、当該省が2005年秋学期に公布した公用経費の基準に到達させる。中央政府は、無償教科書を提供する範囲を拡大する。

2009年、中央政府は、農村小中学校の公用経費基準額を設定する。各省が設定した基準額は国の基準の達していなければ、中央政府と地方政府は足りない部分の50%を交付する。

2010年、農村地区におけるすべての小中学校の公用経費は、国の基準に到達させる。都市も義務教育経費保障制度を徐々に改善する。地方政府は、具体的な措置を工夫し、必要な経費を負担する。都市で住民最低生活補助金を受給する家庭の子は、所在地における農村の児童生徒と同様に「兩免一補」<sup>10</sup>政策を適用する。都市の小中学校に通う農民工子女は、都市の児童生徒と同様な政策を適用する。

しかし、今回の改革は、貧困家庭出身の子への寄宿生活費の交付をうまく執行できなかったこと、無償教科書を提供する範囲が広くないこと、教科書の再使用ができなかったこと、一部地区の公用経費補助基準は低かったこと、僻地において校舎を修繕・改築する制度の実施が難しいこと等が指摘されたことから、これらの問題を解決するために、國務院の同意を経て、2007年11月に、財政部と教育部は「農村義務教育の経費保障制度改革を改善する措置」を公布した。その具体的な内容は以下の通りである。

- ① 中央政府は、各地方の生活水準や現行制度を参考にして、農村義務教育段階の貧困家庭出身の寄宿生への補助基準を定めた。補助の基準は、児童1日2元であり、生徒は1日3元である（1年間を250日と計算する）。省レベルの財政部門と教育部門は、実情を踏まえ、補助金が支給される寄宿生の割合を定める。中央政府と地方政府は5：5の比率で、その費用を負担する。中西部の地方政府は、補助の基準をあげることができるが、必要な費用は、地方政府の負担とする。一方、東部地区も同制度が順調に進められるように、努め入れ

表1 中央政府と地方政府が農村義務教育経費改革の資金を負担する方法

	東部	中部	西部
学費・雑費	直轄市を除く、各省の分担割合は財政力に応じて確定する	中央政府6割 地方政府4割	中央政府8割 地方政府2割
無償教科書	地方政府が負担	中央政府が全て負担	中央政府が全て負担
寄宿生活補助	地方人民政府は補助の対象、基準、方法を定める		
公用経費の基準定額	直轄市を除く、各省の分担割合は財政力に応じて確定する	中央政府6割 地方政府4割	中央政府8割 地方政府2割
校舎修繕・改築	農村地区において、地方政府が負担 中央政府が奨励金を与える	農村地区において、中央政府5割 地方政府5割	

(出典：「2005年改革」より、筆者作成)

なければならない。地方政府は必要な費用を負担するものの、中央政府は、適宜奨励金を与える。上述の措置は2007年の秋学期から始まる。

- ② 中央政府は、無償教科書の補助基準を上げ、全国の農村の児童生徒に無償教科書を提供するとともに、教科書の再使用を促進する。2007年秋学期から、中央政府は、全国の農村の児童生徒に国家課程<sup>11</sup>に用いる教科書を無償で提供し、すべての費用を負担する。そして、2008年春学期から、地方課程<sup>12</sup>に用いる教科書を無償で提供する。必要な費用は地方政府が負担する。また、2008年春学期から、一部の科目に用いる無償教科書を再使用制度を制定する。
- ③ 中西部における農村児童生徒一人あたりの公用経費の補助基準をあげる。2007年から、児童一人あたりの補助額が150元に達していない省は、150元に引き上げ、生徒一人あたりの補助額が250元に達していない省は、250元に引き上げることが定められた（県鎮<sup>13</sup>の基準額は、それぞれ、180元と280元である）。2008年に、中央政府は農村小中学校の公用経費の補助基準を公布し、2年間を通してすべての農村地区における小中学校の公用経費が国の基準を満たす。
- ④ 中西部農村地区における小中学校の校舎を修繕・改築する予算を引き上げる。中部地区では、校舎の修繕・改築する費用を1平方メートルあたり300元から、400元に増額し、西部地区では、400元から500元に増額する。加えて、僻地では、さらに増額することができる。
- ⑤ 中部地区に、「西部大開発」政策の対象となっている243県<sup>14</sup>が、児童生徒の学費・雑費を免除する費用と公用経費水準を維持するための費用の

2割を負担する。

この2006年からの改革によって農村部の1.5億の児童生徒と都市部の2821万の児童生徒の学費・雑費が免除された。また農村小中学校では児童生徒1人当りの年間公用経費が年々引き上げられている。2010年には中西部地区では児童400元、生徒600元、東部地区では児童450元、生徒650元となり、年間の家計負担は全国平均で児童250元、生徒390元の軽減となったと報じられている<sup>15</sup>。中部地区における児童生徒1人当り公用経費は2008年の時点で、児童300元、生徒500元であり、この2年間で児童生徒とも公用経費の基準は100元引上げられたことになる。

## (2) 都市農村統一の義務教育経費保障制度の内容 (2015年)

都市化の加速と戸籍制度の改革により、児童生徒の流動性が一層高くなりつつなる。そのため、現在の義務教育経費保障制度は、社会のニーズに対応しきれない。都市と農村における義務教育経費保障制度が統一されていないこと、居住地の変更による経費の移し替えが弱いこと、教育資源が均衡的に配置しないこと等の課題が指摘されていた。そのため適切な措置を講じる必要があるから、2015年に国務院は、「都市農村義務教育経費保障制度をさらに改善する通知」を公布するに至った。その具体的な内容は以下の通りである。

- ① 都市と農村の「両免一補」政策を統一する。都市や農村の児童生徒を問わず、学費・雑費を免除し、無償教科書を提供し、貧困家庭出身の寄宿生に生活費を補助する。民弁学校における児童生徒の学費・雑費を一部免除する。免除の部分は、中央政府が設定した児童生徒一人あたりの公用経費

表2 中央政府と地方政府が都市・農村義務教育経費改革の資金を負担する方法

	東部	中部	西部 + 中部243県
学費・雑費	直轄市を除く、各省の分担割合は財政力に応じて確定する	中央政府 6割 地方政府 4割	中央政府 8割 地方政府 2割
無償教科書	中央政府は国家課程を負担 地方政府は地方課程を負担		
寄宿生活補助	中央政府 5割 地方政府 5割		
公用経費の基準定額	中央政府 5割 地方政府 5割	中央政府 6割 地方政府 4割	中央政府 8割 地方政府 2割
校舎修繕・改築	農村地区において、地方政府が負担 中央政府が奨励金を与える		農村地区において、中央政府 5割 地方政府 5割

(出典：「2015年改革」より、筆者作成)



基準額と同じである。教科書について、中央政府は国家課程に用いる教科書（少数民族の文字で出版される教科書も含む）を無償で提供する。地方政府は、地方課程に用いる教科書の費用を負担する。また、中央政府と地方政府は、貧困家庭出身の寄宿生への補助金を5：5で負担する。

- ② 都市農村の児童生徒一人当たりの公用経費基準額を統一する。中央政府は統一的な基準額を設定する。都市農村における義務教育諸学校（民弁学校を含む）を補助するだけでなく、寄宿制学校、小規模学校、北部の寒冷地区における学校の補助水準を高める。中央政府と地方政府が必要な費用を負担する。西部地区および中部における「西部大開発」政策に適応する県に対して、負担の比率は8：2であり、他の中部地区に対しては、負担の比率を6：4、東部地区に対して、負担の比率を5：5とする。
- ③ 農村地区における小中学校の校舎を修繕・改築する制度を改善し、校舎の安全を確保する。
- ④ 都市と農村の教員の給与を保障する。

今回の改革は、以下の三つの段階に分け行われてきた。

2016年の春学期から、都市農村の児童生徒一人当たりの公用経費基準額を統一する。中西部地区における児童の一年間の基準額は600元であり、生徒の基準額は800元である。東部地区における児童の一年間の基準額は650元であり、生徒の基準額は850元である。寄宿制学校における児童生徒の基準額を200元増額する。100人未満の小規模学校に100人分の基準額を交付する。特別支援学校に通う児童生徒あるいは、一般学校に通う障害のある児童生徒の一年間の基準額は6000元である。

2017年の春学期から、都市農村の「両免一補」政策を統一する。

この後、新しい問題が生じた場合、さらに義務教育経費保障制度の内容を修正・改善する。

以上のように、「2005年改革」と「2015年改革」は、4つの側面（①児童生徒の学費・雑費の免除、無償教科書の提供、貧困家庭出身の寄宿生の補助、②公用経費の補助、③校舎安全の保障、④教員給与の保障である）から行われてきた。ときに、「2005年改革」は農村地区を中心に展開されたが、「2015年改革」は全国規模での展開で行った。また改革の具体的内容について、変更したところがいくつか散見される。例えば、①民弁学校における児童生徒の学費・雑費の一部を免

除すること、②民弁学校に公用経費の補助金を交付すること、③寄宿制学校、小規模学校、北部の寒冷地区における学校への公用経費の補助水準を高めること、④児童生徒一人あたり公用経費の基準額を引き上げること、⑤特別支援学校に通う児童生徒あるいは普通学校に通う障害のある児童生徒に対して公用経費の基準額をさらに引き上げること、である。

### 3. 中国義務教育経費保障制度改革の特徴と効果

「2005年改革」と「2015年改革」の内容を分析し、両改革には以下のような特徴が看取される。

第一、義務教育経費保障制度改革は以下の4つの側面から展開されている点である。①児童生徒の学費・雑費の免除、無償教科書の提供、貧困家庭出身の寄宿生の補助、②公用経費の補助、③校舎安全の確保、④教員給与の保障である。「2005年改革」と「2015年改革」は①②③について、詳細に規定していたが、④についての規定は十分ではないと考えられる。そもそも農村税费改革により教員給与の欠配現象を解決するために出された「2005年改革」においても、農村教員給与に関する規定が十分ではないことは大きな課題と言えよう。

第二、改革が段階に分けて行われることである。「2005年改革」は5段階に分け、「2015年改革」は3段階に分けて行われることとなっていた。その理由は、広い国土、人口の多さ、社会発展の不均衡、政府の財政力等の客観的な要因が、一気呵成の改革を制限していることである。しかし、1985年から蓄積された経験<sup>16</sup>が、段階的に改革を行うことの有効性を裏付けていると考えられる。また、このような実施方法の特性として、柔軟性のある点が指摘できよう。例えば、2007年の改革の措置は2006年の改革結果を踏まえて出されたものであった。

第三、改革は義務教育の均衡的発展を重要視している点である。義務教育の均衡的発展とは、「政府は、学校間、地域間、都市農村間における教育資源の差を縮め、教育資源の均衡的配置を主導する」ことである。この目標を達成するために、中央政府は、多くの資金を投入し、中西部地区を重点的に支援しながら、東部の貧困地区にも一定配慮を加えた。一般の農村公立小中学校を支援するだけでなく、都市の公立小中学校、民弁学校、寄宿制学校、特別支援学校も支援の対象としてきた。このように中央政府は、教育経費を均衡的配置するために注いできたといえる。さらに、2005年に教育部は「県における義務教育の均衡的発展を促進

する若干意見」を公布した。同意見では、「すべての子どもの健やかな成長を重視する」と「弱者層の児童生徒が義務教育を受ける権利を保障する」ことが規定され、この規定により、義務教育経費保障制度改革の際に、都市農村の児童生徒の学費・雑費・教科書代を免除するだけでなく、貧困家庭出身の寄宿生や障害のある児童生徒に補助金を支出することが可能となった。中央政府は、すべての児童生徒の教育を受ける権利を保障し、教育機会が均等な社会をつくる意欲を示してきたといえる。それゆえ、義務教育経費保障制度改革は、義務教育の均衡的発展を促すことにも大いに貢献するものと考えられる。

では、義務教育経費保障制度改革の効果を検討してみる。

2017年に、1.42億（全体の9割以上）の児童生徒は無償で国家課程の教科書を支給され、8304.2万の児童生徒は無償で地方課程の教科書を支給された。無償の国家課程の教科書を提供するため、中央政府、省政府、市政府、県政府はそれぞれ、149.32億元（84.9%）、18.64億元（10.6%）、0.14億元（0.1%）、7.83億元（4.5%）、計175.94億元を投入し、2013年より、11.4%の予算増となった。なお、無償の地方課程の教科書を提供するため、地方政府は27.2億元を投入し、2013年より、24.2%予算増となった。また、2017年には、1604.61万の貧困家庭出身の寄宿生に生活費が補助された。そのため、各レベルの政府は、それぞれ81.22億元（45.4%）、65.18億元（36.4%）、7.10億元（4.0%）、25.61億元（14.3%）、計179.11億元を投入し、2013年より、6.3%の予算増となった。また、2016年に全国児童一人あたり公用経費は2610.80元に達し、1997年の77倍（年間増加率は385%）の増加となっている。生徒一人あたり公用経費は3562.05元に達し、1997年の38倍（年間増加率は190%）である。さらに、公用経費が教育事業費<sup>17</sup>に占める割合を見てみると、小学校では、都市と農村がそれぞれ改革直前の13.2%と11.8%から、2016年の28.6%と26.0%へと増加した。中学校では、都市と農村の割合が改革直前の16.2%と14.7%から、26.9%と26.1%へと増加した。また全国児童生徒一人あたり公用経費の変動係数から見ると、児童一人あたり公用経費の変動係数は1.48（2003年）から、0.60（2016年）に下がり、生徒一人あたり公用経費の変動係数は1.36（2003年）から、0.66（2016年）に下がった。つまり、中国各省における公用経費の差が縮小したことが明らかとなった。以上のことから、本研究が考察した2つの改革は大きな成果を収め、義務教育の均衡的発展を促進したと言えるだろう。

その一方、各地区の変動係数を見てみると、東部地

区では、都市と農村の児童生徒一人あたり公用経費の変動係数はそれぞれ1.44、1.31から0.68、0.75に下がり、全国と同じ傾向が示されている。その一方、西部地区は0.70、0.76から0.64、0.32に下がり、中部地区は0.64、0.53から0.14、0.14に下がった。中西部地区は、さらなる均衡的な傾向が示された。特に中部地区の変動係数は0.14まで下がっており、中西部における各省の差が小さいと言える。しかし、中西部地区における児童生徒一人あたり公用経費は東部地区に比べて少ないである。2016年の統計データにより、東部、中部、西部における児童（生徒）一人あたり公用経費はそれぞれ3720.88元（5351.05元）、2729.41元（3732.97元）、3240.70元（3757.23元）である。また、「2017年全国義務教育均衡的発展の報告書」（教育部）により、中部西部における国家義務教育均衡県として認定されていない県の割合は、それぞれ16.1%（150県）、29.8%であり、東部は7.7%（68県）である。つまり、中西部地区における公用経費の均衡的水平自体が低いのである。それにもかかわらず、西部地区のチベット自治区では、児童生徒一人あたりの公用経費は7600.47元、5980.63元達し、直轄市としての上海市、天津市より高く、全国のトップレベルである。一方、東部地区の河北省では、児童生徒一人あたりの公用経費は、1861.95元、2695.48元である。それゆえ、中央政府は改革を行う際に、単なる全国を東部・中部・西部を分けるでなく、各省の実情により、発展状況に近い省を一つのグループとし、補助基準を設定して補助金を交付したほうが効率的であると考えているのではないだろうか。

なお、本研究は、義務教育経費保障制度改革の内容と実施の結果を検討したが、各地方の具体的な実施方法や結果については検討できなかった点が今後の課題として残されている。

## 【付記】

本稿は平成29年度西日本教育行政学会研究助成事業の成果の一部である。

本稿は中国留学基金委の助成を受けたものである。

## 【注】

- 1) 工業都市・商業都市を中心とする豊かな「都市」と、農業を主とする経済発展が遅れた「農村」に分けられる。
- 2) 「中国教育改革と発展綱要」: 中国共産党中央委員会と国務院が公布した公文書である。

- 3) 両基:2000年には全国に9年制の義務教育を普及し、青壮年の非識字者を一掃すること、さらに、2010年に9年制の義務教育を達成する。
- 4) 1元≒17円。
- 5) 1984年公布の「農村学校教育経費に関する通知」では、郷政府が小売収入などを対象に教育経費付加(一種の税金)を徴収することが認められている。86年の「教育費付加徴収に関する暫行規定」では、付加の割合は産品税、増値税、営業税の2%と改められていた。94年から、3%にあげた。主に、民弁教員の手当て、学校公用経費の補助金として使われる。
- 6) 農民から経費を徴収することである。主に、校舎の修繕・改築する経費として使われる。
- 7) 转型期中国重大教育政策案例研究课题组『缩小差距-中国教育政策的重大命题』人民教育出版社, 2005年, 8-19頁。
- 8) 東部とは、北京市、天津市、河北省、遼寧省、上海市、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、広東省、広西チワン族自治区、海南省。中部とは、山西省、内モンゴル自治区、吉林省、黒竜江省、安徽省、江西省、河南省、湖北省、湖南省。西部とは、重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘肅省、寧夏回族自治区、青海省、新疆ウイグル自治区。
- 9) 学校の運営を維持するためのすべての経費である。光熱費、水道代、教員研修経費、図書の入が必要の費用などを含む。
- 10) 雑費、教科書代を免除し、寄宿生への生活費を補助する。
- 11) 小学校: 品德と生活(品德と社会)、国語、数学、外国語、科学、芸術(音楽、美術)、総合実践活動(情報技術) 中学校: 思想品德、国語、数学、外国語、科学(生物、物理、化学)、歴史と社会(歴史、地理)、芸術(音楽、美術)、総合実践活動(情報技術)。
- 12) 地方教育部門が、国家カリキュラムに関する政策と地方の経済・政治・文化を踏まえて制定した課程である。
- 13) 農村地区の中心地である。
- 14) 山西省50県、安徽省30県、江西省41県、河南省54県、湖北省28県、河南省40県。
- 15) 小林照直「中国農村の義務教育制度に関する一考

- 察」『アジア研究所紀要』39, 2012年, 201-239頁。
- 16) 1985年「教育体制改革に関する決定」では、全国を三つの部分に分け、段階的義務教育を普及することが規定された。
  - 17) 人件費と公用経費。

## 【参考文献】

- ・ 樊暉・大原興太郎「中国農村における税費・教育制度の改革と基礎教育への影響-江蘇省北部J郷M小学校の事例分析を通して-」『農業問題研究』43(2), 2007年, 265-276頁。
  - ・ 張力・李孔珍「农村义务教育经费保障机制政策研究」『教育发展研究』, 2008年, 1-6頁。
  - ・ 孫志軍・杜育紅「中国义务教育财政制度改革: 进展, 问题与建议」『华中师范大学学报』, 2010年, 113-119頁。
  - ・ 小林照直「中国農村の義務教育制度に関する一考察」『アジア研究所紀要』39, 2012年, 201-239頁。
  - ・ 曹瑞林「中国における2段階地方財政調整の研究-省級地方政府による地方財政調整を中心に-」『立命館経済学』第64巻第6号, 2016年, 976-994頁。
  - ・ 哈巍・陈晓宇・刘裕叶・張子衿「中国农村义务教育经费体制改革四十年回顾」『教育学术月刊』, 2017年, 3-11頁。
  - ・ 国务院「基础教育改革与发展的决定」, 2001年。
  - ・ 国务院「关于完善农村义务及支付管理体制的通知」, 2002年。
  - ・ 国务院「关于深化农村义务教育经费保障机制改革的决定」, 2005年。
  - ・ 财政部・教育部「农村中小学公用经费支出管理暂行办法」, 2006年。
  - ・ 财政部・教育部「农村义务教育经费保障机制改革中央专项资金支付管理暂行办法」, 2006年。
  - ・ 财政部・教育部「关于调整完善义务教育经费保障机制改革有关政策的通知」, 2007年。
  - ・ 国务院「关于进一步完善城乡义务教育经费保障机制的通知」, 2015年。
  - ・ 教育部・国家統計局・财政部「全国教育经费执行情况统计公告」, 1997-2016年。
- (主任指導教員 古賀一博)